

千代田区週休2日促進工事（土木工事）実施要領

1 目的

この要領は、千代田区（以下「区」という。）が発注する工事のうち、環境まちづくり部道路公園課が主管する土木工事において、区が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事の経費の補正その他の取扱いに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

（1）週休2日促進工事（現場閉所）

対象期間において、1週間に2日の現場閉所（巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。以下同じ。）を行う工事をいう。

（2）週休2日促進工事（交替制）

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替で1週間に2日の休日を確保する工事をいう。

（3）対象期間

ア 週休2日促進工事（現場閉所）の場合

現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。以下同じ。）から工事完了日までの期間（12月29日から翌年1月3日までの期間、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、区が対象外と認める期間、請負者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等を除く。）をいう。

工事契約後、完全週休2日（土日）の取り組みに当たって、請負者の責によらず土日の現場作業等を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日（以下「代替休日」という。）を設定する。代替休日は同日の週で指定し、1週間に2日以上の現場閉所を行うものとする。

イ 週休2日促進工事（交替制）の場合

現場着手日から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、12月29日から翌年1月3日までの期間、夏季休暇については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。請負者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は対象期間に含まないものとする。

(4) 週休 2 日

ア 週休 2 日促進工事（現場閉所）の場合

(ア) 完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。また、夜間工事は曜日をまたぐため、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へまたぐ夜間、日曜日から月曜日へまたぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

(イ) 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

(ウ) 通期の週休 2 日

対象期間内において、現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 週休 2 日促進工事（交替制）の場合

(ア) 完全週休 2 日

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2 日/7 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(イ) 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8 日/28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(ウ) 通期の週休 2 日

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8 日/28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

ウ 降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日又は休日についても、現場閉所又は休日日数に含めるものとする。

- (5) 技術者及び技能労働者
施工体制台帳上の元請、下請技術者等のことをいう。
- (6) 夏季休暇
7月1日から9月30日までの期間に請負者が任意に設定する休暇をいう。

3 対象工事

- (1) この要領の対象となる工事は、区が発注する工事のうち、環境まちづくり部道路公園課が主管する全ての土木工事とする。ただし、次に掲げる工事は、対象外とすることができる。
 - ア 単価契約工事
 - イ 対象期間が30日未満の工事
 - ウ 実作業を行った日数と後片付けを行った日数を合算した日数が22日未満の工事
 - エ 工事の内容、現場の状況等により、週休2日促進工事（現場閉所）及び週休2日促進工事（交替制）のいずれも実施することが困難な工事
- (2) 区は、週休2日促進工事（現場閉所）を原則として、工事を発注する。ただし、工事の内容、現場の状況等により、週休2日促進工事（現場閉所）が適さない工事については、週休2日促進工事（交替制）とすることができる。ただし、機械設備工事は週休2日促進工事（交替制）の対象外とする。

4 工期の変更

工期の変更理由が、次のいずれかに該当する場合は、区と請負者との協議により、適切に工期の変更を行うものとする。

- (1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 工事中止又は工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- (3) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5 実施方法

(1) 工事発注時

区は、当初設計時に完全週休2日の達成を前提として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休2日促進工事（現場閉所）又は週休2日促進工事（交替制）である旨を明記する。（記載例は別添1のとおり。）。

なお、補正係数は、積算基準の記載による。

(2) 工事契約時

請負者は、施工計画書に週休2日促進工事（現場閉所）又は週休2日促進工事（交替制）である旨を明記する。なお、週休2日促進工事（交替制）の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容及び休日確保状況の証明方法についても具体的に施工計画書に明記する。

(3) 工事施工時

- ア 請負者は、広報板に週休2日促進工事である旨を記載する（記載例は別添2のとおり。）。
- イ 請負者は、週休2日促進工事（現場閉所）の場合において、現場閉所を行うときは、事前に週間工程表、電子メール等で監督員（千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第2号）第55条の規定に基づき工事の監督を命ぜられた区の職員をいう。）に報告する。
- ウ 区、請負者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により 週休2日の取り組み状況を適宜確認する。請負者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、区と請負者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(4) 最終変更時

ア 週休2日促進工事（現場閉所）の場合

請負者は、工事完了日の確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「週休2日促進工事（現場閉所）報告書」（別添3）を作成し、区に提出する。

区は、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たないものは、補正係数を月単位の週休2日に変更する。その際、月単位の週休2日未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

イ 週休2日促進工事（交替制）の場合

請負者は、工事完了日の確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況が確認できる「週休2日促進工事（交替制）報告書」（別添4）を作成し、区に提出する。報告書の提出に当たっては、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表及び休日が証明できる書類を添付する。また、休日率は現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

区は、休日確保状況を確認後、完全週休2日に満たないものは、補正係数を月単位の週休2日に変更する。その際、月単位の週休2日未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

6 留意事項

- (1) 区は、週休2日促進工事（現場閉所）の場合において、緊急時等やむを得ないときを除き、現場閉所日の前日等に、当該現場閉所日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。
- (2) 区における現場閉所率又は休日率の確認は、各工事単位で行うものとする。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行し、改正後の千代田区週休2日促進工事（土木工事）実施要領の規定は、同日以後に起工する工事について適用する。

千代田区週休 2 日促進工事（土木工事）記載例

1 起工書への記載

起工書の「その他」に「週休 2 日促進工事（現場閉所）」又は「週休 2 日促進工事（交替制）」であることを記載。

2 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

（1）週休 2 日促進工事（現場閉所）の場合

本工事は、千代田区週休 2 日促進工事（土木工事）実施要領で定める「週休 2 日促進工事（現場閉所）」である。

（2）週休 2 日促進工事（交替制）の場合

本工事は、千代田区週休 2 日促進工事（土木工事）実施要領で定める「週休 2 日促進工事（交替制）」である。

3 特記仕様書記載例

（1）週休 2 日促進工事（現場閉所）の場合

- ① 本工事は、千代田区週休 2 日促進工事（土木工事）実施要領（以下「要領」という。）で定める「週休 2 日促進工事（現場閉所）」の対象案件である。
- ② 実施にあたっては、要領に基づき行う。要領は、千代田区ホームページから入手できる。
- ③ 本工事は、要領で定める週休 2 日促進工事（現場閉所）の完全週休 2 日（土日）の達成を前提として経費を補正している。

（2）週休 2 日促進工事（交替制）の場合

- ① 本工事は、千代田区週休 2 日促進工事（土木工事）実施要領（以下「要領」という。）で定める「週休 2 日促進工事（交替制）」の対象案件である。
- ② 実施にあたっては、要領に基づき行う。要領は、千代田区ホームページから入手できる。
- ③ 本工事は、要領で定める週休 2 日促進工事（交替制）の完全週休 2 日（土日）の達成を前提として経費を補正している。

別添2

広報板記載例

○○○○ 工事のお知らせ
週休2日促進工事※1

日頃より、千代田区の工事にご理解とご協力賜りまして厚くお礼申し上げます。

本工事は、○○について○○を行う工事です。

皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

工事件名 : ○○工事（第○号）
工事場所 : 千代田区○○町○丁目○番地先～
千代田区○○町○丁目○番地先
工事期間 : 令和○年○月～令和○年○月
工事概要 : ①
②
③

作業時間 : 昼間施工 ○○：○○～○○：○○

【施工範囲図】

【断面図】

工事についてご不明な点、お気づきの点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

施工者 ○○株式会社 TEL: ○○-○○○○-○○○○
現場代理人 : ○○ ○○

発注者 監督部署
千代田区 環境まちづくり部 道路公園課 維持係 TEL: ○○-○○○○-○○○○
担当監督員 : ○○ ○○

本工事は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組の「週休2日促進工事」です。※2

(注)

- ※1は、週休2日促進工事の広報板に記載。
- ※2は、広報板A型、B型に記載。（B'型、C型でも可能な場合は記載。）
- フォント、文字の大きさ等は変更してよい。

完全週休2日(土日)の判定

∴ 完全週休 2 日（土日）達成

月単位の週休2日の判定

月単位の週休2日達成

※必ず検算すること。

※入力月が8か月を超える場合は、行追加やシート追加等を適切に行い、完全週休2日及び月単位の週休2日の達成状況を報告すること。

※1 請負者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日(以下「代替休日」という。)を設定する。ただし、代替休日は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする(週の定義は月曜日から月曜日までとする。)。

※3 前日は月曜日の方へ過度に指摘し、過度に2日間以上の長期休暇を行なうことで、過度の足踏みは月曜日から日曜日止とされています。

※3 対象外期間を除いた暦上の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に28.5%以上を達成しているものとみなす

例)【休日確保状況報告書】

令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

完全週休2日の判定

.. 完全週休2日達成

月単位の週休2日の判定

.. 月単位の週休2日達成

【集計(完全週休2日)】

会社名	氏名	対象期間週数	達成週数	完全週休2日
A建設	〇〇	9	9	○
	□□	9	9	○
	◇◇	9	9	○
B建設(一次下請)	●●	9	9	○
	■■	8	8	○
	◆◆	8	8	○
C電設(二次下請)	△△	4	4	○
D工業(二次下請)	▽▽	3	3	○

【集計(月単位の週休2日)】

会社名	氏名	対象期間月数	達成月数	月単位の週休2日
A建設	〇〇	2	2	○
	□□	2	2	○
	◇◇	2	2	○
B建設(一次下請)	●●	2	2	○
	■■	2	2	○
	◆◆	2	2	○
C電設(二次下請)	△△	1	1	○
D工業(二次下請)	▽▽	1	1	○

【令和〇年4月第1週(令和〇年4月1日~4月7日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△	7	2	28.6%	○
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年4月第2週(令和〇年4月8日~4月14日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△	7	2	28.6%	○
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年4月第3週(令和〇年4月15日~4月21日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△	7	2	28.6%	○
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年4月第4週(令和〇年4月22日～4月28日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	○○	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△	3	0	0.0%	○
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年4月第5週(令和〇年4月29日～5月5日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	○○	7	4	57.1%	○
	□□	7	4	57.1%	○
	◇◇	7	4	57.1%	○
B建設(一次下請)	●●	7	4	57.1%	○
	■■	7	4	57.1%	○
	◆◆	7	4	57.1%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年4月】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	○○	30	9	30.0%	○
	□□	30	9	30.0%	○
	◇◇	30	9	30.0%	○
B建設(一次下請)	●●	30	9	30.0%	○
	■■	30	9	30.0%	○
	◆◆	30	9	30.0%	○
C電設(二次下請)	△△	24	6	25.0%	○
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年5月第1週(令和〇年5月6日～5月12日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	○○	7	3	42.9%	○
	□□	7	3	42.9%	○
	◇◇	7	3	42.9%	○
B建設(一次下請)	●●	7	3	42.9%	○
	■■	7	3	42.9%	○
	◆◆	7	3	42.9%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年5月第2週(令和〇年5月13日～5月19日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	○○	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	4	2	50.0%	○

【令和〇年5月第3週(令和〇年5月20日～5月26日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	○○	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	7	2	28.6%	○

【令和〇年5月第4週(令和〇年5月27日～6月2日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	○○	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	2	0	0.0%	○
	■■				
	◆◆				
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	2	0	0.0%	○

【令和〇年5月】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	○○	31	10	32.3%	○
	□□	31	10	32.3%	○
	◇◇	31	10	32.3%	○
B建設(一次下請)	●●	28	10	35.7%	○
	■■	26	10	38.5%	○
	◆◆	26	10	38.5%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	13	4	30.8%	○

※「会社名」、「氏名」、「対象期間月数」、「達成月数」、「対象期間週数」、「達成週数」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入する。

※ 集計のシートについて

対象期間週数・月数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数から換算した週数・月数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数から換算した週数・月数を基本とする。

※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工 体制台帳上の工期日数を基本とする。

※技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。

※対象者数、対象期間日数に応じて、行の追加削除を適切に行う。

※必ず検算する。